

織物技術指導実施報告書 兼 助成金申請書

〈提出日 平成 年 月 日〉

申請者 (本人記入)	京丹後市 町 番地		TEL —	
	氏 名 ㊟	区分	商工会員	非会員
実施日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分まで			
調整項目	織機調整	原動・杼投げ・杼箱・追杼・交換・巻取り送り出し		
	ジャガード	ダイレクト・紋紙・タテ針・ヨコ針・開口量・押量		
	付属調整	シャトル・箆・管巻機・フィーラー・引箔装置		
	難物要因	経・横・棒刀・伏キズ・しかみ・スレ・織段・糸切れ		
	その他			
調整内容及び 指導事項				
指導時間	☐ 1 時間未満 ☐ 2 時間未満 ☐ 2 時間以上			
助成金振込先	_____ 信用金庫・銀行・J A _____ 支店 (カタカナでご記入下さい) 普通・当座 No. _____ 口座名義 _____			
指導・調整者 (本人記入)	住所		TEL —	
	名前 ㊟ 下記の金額、確かに受領しました。			
支払金額	領収日 平成 年 月 日 金額 円			

注) 1 事業所に対する補助金額は、年度内30,000円を限度とします。

注) 商工会員以外の方については、1 回の申請（申請書 1 枚）につき事務経費として800円をご負担いただきます。

注) 申請書の提出は、月末を締切期限とし、翌月に助成金を支給します。

申請書に織機調整者の署名捺印が得られない場合は、支払額を証明できるもの（領収書など）を添付してください。

注) 機料品・部品・経継等は対象外です。

商 工 会 記 入 欄	助成金支給額	円（負担金	円）
	支給日	商工会係	

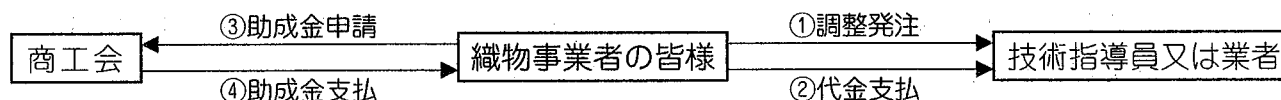
京丹後市内の織物事業者の皆様へ

織物技術指導事業助成金改定等のお知らせ

京丹後市では、織物業者に対する支援対策として、織物技術指導事業に係る助成基準を下記のとおり改定しました。

つきましては京丹後市商工会が引き続き事務受託実施していますので、技術の向上、経営の安定に向け有効にご活用いただきますようお願い申し上げます。

助成金交付の流れ



- 1) 織機調整で支払った費用が助成対象（機料品の購入費、経継等は対象外）。
- 2) 織機調整に要した費用を支払う。
- 3) その後所定の用紙にて、京丹後市商工会へ助成金申請をする。
- 4) 京丹後市商工会より申請者へ助成金振込み。

助成基準

支払額	助成額(改訂前)	助成額(改正後)	備考
9,000円以上	6,000円	8,100円	* 機料品は対象外 * 支払額の千円未満は切捨てにて助成額を算出します。 * 助成限度額 1 時間未満…4,500円 2 時間未満…6,300円
8,000円	5,300円	7,200円	
7,000円	4,500円	6,300円	
6,000円	3,800円	5,400円	
5,000円	3,000円	4,500円	
4,000円	2,500円	3,600円	
3,000円	2,000円	2,700円	
2,000円	1,500円	1,800円	

※この改訂は平成20年4月1日に遡って適用され、既助成分については遡及支払します。

【注意事項】

- 1) 上記利用は、1事業所につき助成金30,000円以内（平成20年4月1日～平成21年3月31日の間）
- 2) 助成金は、指定口座へ振込みますが、京都銀行・京都北都信用金庫・但馬信用金庫以外の口座を指定された場合は、振込手数料を差し引きします。
- 3) 京丹後市商工会の会員でない方は、8月以降受付分より、一申請（申請書1枚）毎に事務経費として800円をご負担いただきます。（差額を振込させていただきます）
- 4) 申請用紙は、各支所にもございますので、取りにきていただくか、右記の申請書をコピーしてご利用下さい。

お問合せ 京丹後市商工会

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷836-1
TEL 0772-62-0342 FAX 62-3553

大宮支所 TEL 68-0038 FAX 68-0032
網野支所 TEL 72-1863 FAX 72-5357
丹後支所 TEL 75-2222 FAX 75-2226

弥栄支所 TEL 65-3137 FAX 65-2363
久美浜支所 TEL 82-0155 FAX 82-1755